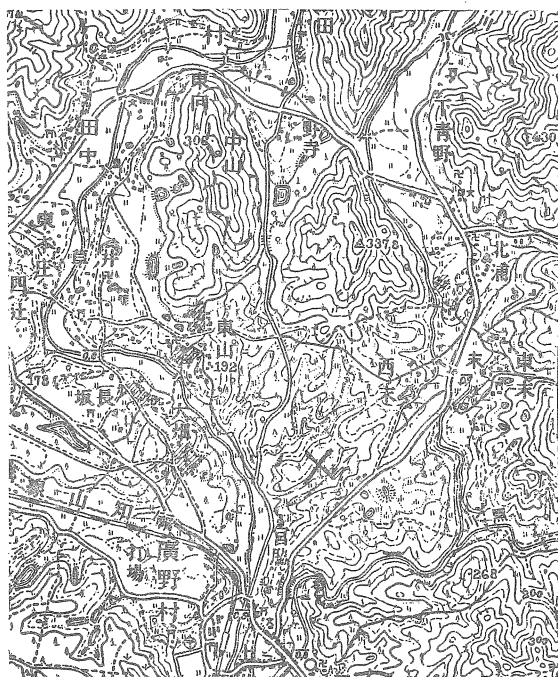


攝津國有馬郡東山出土の陶棺

武藤 誠

一 緒 言

昭和廿六年四月、兵庫縣有馬郡（攝津國）本庄村（現在相野町となる）東山に於て一個の須惠器質家型陶棺が發見された。この發見は美作・備前兩國以外數すくない陶棺の出土地に新しい地名を加える貴重な發見であるばかりでなく、有馬郡に於ける最初の出土例として注目された。（註）その後、この陶棺は粟野頼之祐教授の配慮によつて、關西學院大學文學部史學研究室に寄託されることとなり、わが研究室蒐集の郷土資料に異彩を加えることとなつた。一方筆者は兵庫縣下古墳分布調査の一部として、たまたま行われつつあつた有馬郡史の基本史料調査事業に合體して、昭和二十七年八月、數日に亘つて本庄村をはじめ有馬郡北部地區の古墳の調査を行つたので、本陶棺出土地附近の歴史的環境を明かにすることを得た。また、その後多紀郡今田村に民窯の傳統を久しく保つていままなお盛んに煙をあげている、いわゆる丹波燒の生産地立杭の窯の現状調査を行う機會を得た筆者は、立杭窯の源流を考えるに當つて本陶棺の存在を無視することが出来ないことに氣付いた。いまこれら調査の間に得た知見を、陶棺を中心としてまとめ記し、後日の參考に資することとした。なお陶棺から發見された人骨については調査に當られた大阪市立大學醫學部教授島五郎博士に乞うて調査概要を草して戴き本稿に收めることを得た。島博士の御協力に對して厚く感謝する。



第1圖 陶棺出土地附近地形圖 (5万分1) (×印出土地點)

二 出土地と出土の狀況

陶棺の出土地は、有馬郡の首邑三田町の北西約七料に當り、武庫川の上流と、その支流青野川に狭まれた臺地の縁邊で、舊有馬郡本庄村の最南部に位置する。國鐵福知山線廣野驛のすぐ東を流れる武庫川の本流に沿うて、臺地の裾を東山部落に向つて走る道路を北行すること約一・四料の地點から、北方へ灣入している谷の西側の小徑に入つて臺地上に登つたところである。

耕されるようになって、末野開拓地とよばれ多數の入植者によつて開墾されつつある。今次の發見も開墾作業によつてなされたのであつた。すなわち、昭和二十六年三月廿一日、池田定吉氏が子息勇氏と自己の開墾地の一部である谷にのぞんだ臺地の縁邊部に於て植樹のため耕作を行つたとき偶然に石積みの室とその中に置かれた陶棺を發見したのであつた。池田氏はそれが古墳であることに氣付き、再び土をかぶせて舊狀に復したが、このことが同じ末野開拓地に居住して附近の遺跡の研究を行つていた羽東中學校教諭大熊隆治氏の耳に入り、四月十五日大熊氏は三田學園(現三田高校)及び羽東中學校の生徒を伴うて現地に赴き、池田氏と共に陶棺の發掘を行い、石室及び陶棺内をうめ



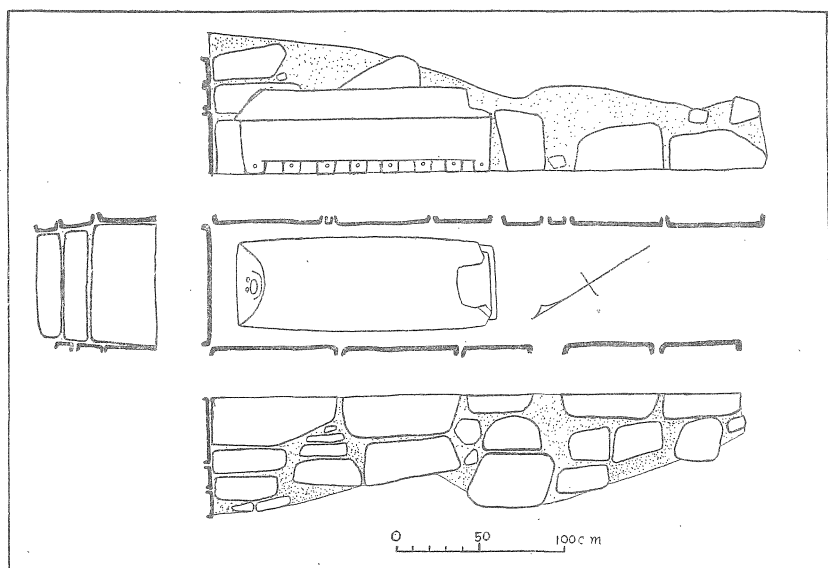
第2圖 陶棺藏置の石室と陶棺の發見狀況

た土を除き、遺存の遺物と人骨をとり出すと共に、陶棺を石室から搬出してその全貌を明かにした。その後森鼻平次郎氏等有馬文化研究會員の視察や兵庫縣教育委員會社會教育課島田清主事の調査があり、島田主事の指示によつて埋藏文化財發見の手續がとられ、人骨類は前記島教授に研究を委託するよう取計られた。更に陶棺は關西學院大學に保管を委託することとなつて同年十二月運搬された。筆者は種々の事情から現地調査がおくれたが十一月十九日と十二月十四日の兩日調査を果した。

このように遺跡發見の後直ちに正規の調査が行われなかつたので精密な發掘記録を缺くのは遺憾であるが、幸いに最初の調査者であり、且發掘者である大熊隆治氏はじめ關係者の注意深い措置によつて、比較的綿密に發掘され、またその記録も作られていたことは不幸中の幸であつた。その記録と筆者の調査によつて遺跡と遺物の狀況を記すと左の通りである。

三 石室と陶棺

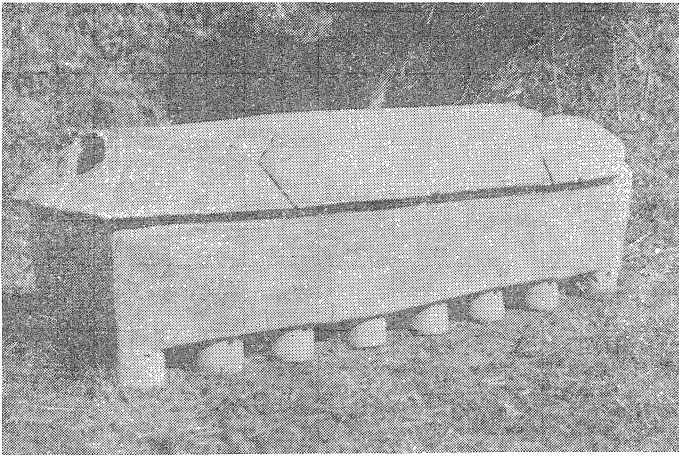
陶棺を藏置していた石室は極めて規模小さく、且可成破壊されて完形を存していない。主軸を北東—南西の線におく狭長な長方形の平面を示し、兩側石は三・三五米と三・二〇米を測り、幅は北東端の奥壁基部に於て七二・五纏



第3圖 石室及び陶棺藏置狀況實測圖

南西端に於て六六・五纏を測る。側壁は自然石を重ねて造築しているが約三分の一の石が失われ、殊に東南側の壁に於て損壞著しい。蓋石も早く失われているので石室の高さを確かに知り難いが、奥壁及びそれに近い部分の側壁はほぼ舊態を存していると思えるので、その高さ七三纏を石室の高さと考えて差支えないであらう。蓋石は發見時に先立つ數年前に持ち去られたという。その形状は不明である。また南西端に石積みが見られたか否かも明かでない。兩側石の遺存状況から見て側壁最下部の石は失われていないと思われるから石室の長さは舊状をとどめていると考えられるが、この南西端に壁が築かれてあつたか否かは、この石室を堅穴式石室と見るか或いは横穴式石室と見るかを決定する重要な點である。石室の長さ、幅、高さから見ると堅穴式石室とする方が穩當であらう。もとよりそれは前期古墳に見る堅穴式石室とは性格を異にし、古墳時代の末期に封土の殆んどない規模の小さい古墳に見る箱式組合せ石棺と同様な退化形式と見るべきものである。しかし壁の石積みの構築形態は横穴式石室のそれに類していること、陶棺を東北壁に接して

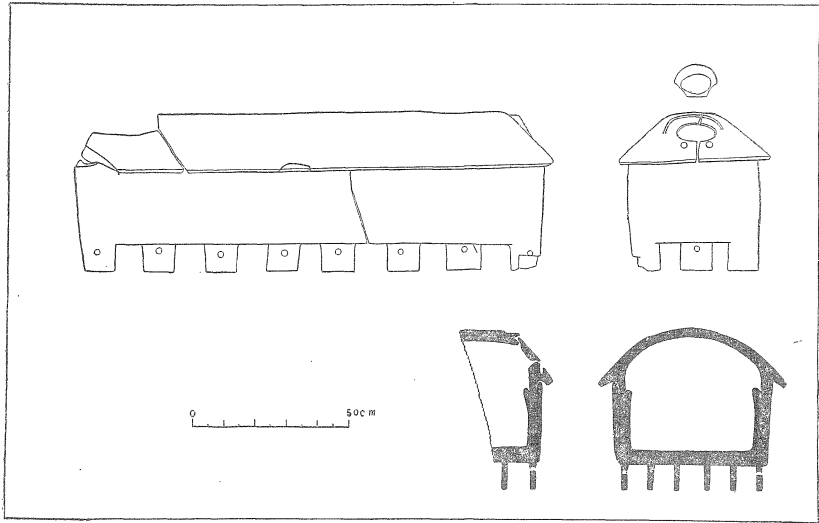
置いてあつたこと、稀にこの程度の大きさの横穴式石室も存することから、石室の一方は本來壁がなく南西方に口を開いて居て、羨道をもたない狭長な一種の横穴式石室として造築されたと見られぬこともない。勿論石室の高さは入口から陶棺を搬入し得る程高くないから天井石はおそらく棺安置の後に置かれたに相違なく、従つてその造築法と棺



第4圖 陶棺全形（發見後搬出した地點にて撮影）

安置の順序からいへば横穴式石室とはいえないであらう。しかし横穴式石室の形式で造築されたと見られる點は陶棺による埋葬形態として注意すべきであらう。墳の外形はほとんど見るべきものなく、わづかに土の降起がみとめられるにすぎない。封土が本來著しくなかつたのが、流失したり削平されて仕舞つたのであらう。

陶棺は四注式家形に屬し、須惠器質の堅緻な焼成で、蓋の一部にはいわゆる灰釉が認められ、焼成温度が高いことを示している。總高五〇・五纏、棺身は完形を保ち、外法長さ一四八纏、幅は兩端で四一纏、中央で五〇・五纏、高さ二六・五纏を測る。棺壁及び底の厚さは約四纏、棺の深さは二二纏強、棺の上縁は幅六纏、中央に幅三纏、深さ一・五纏の溝がつくられ、蓋の縁につくられた凸起部と組合せるようになつている。脚は三列あつて一列八個、各々徑一〇・五纏、高さ八纏、厚さ一・五纏の圓筒形である。脚の上端に近く徑一・五纏の孔が穿たれている。蓋は一端を缺失し、且中央部に於て横に破れている。この缺失及び破損は發見時に於て認められ、中央のわれ目は五纏ばかり離れていたという。天井石を失つた石室



第5圖 東山古墳出土陶棺實測圖

(右上、孔蓋平面圖、右下、中央部における断面圖)
 (左下、蓋孔の部分の縦断面圖)

が全く土砂で埋まつていたのはもとより、棺内も細かい土砂が蓋の内面まで充滿していたというから、蓋の破損は可成久しい以前に生じ、細かい土砂が空き間から流入したのである。破損の棺材が遺存しないのはこの破損が盗掘による破壊と察せられる。蓋の形状は両端に稜角をもつが、頂部は蒲鉾形の曲線を有し、縁の内側は八字状になつていて、その内側が棺の縁の溝にはまりこむように作られている。外法長さ一五四・五糎、幅は一端で四八糎、中央で五八・五糎を測り、高さは一六一・八糎である。奥壁に接した側が完形を存するが、そこに竪七・五糎、横一二糎の橢圓形の孔が設けられ、その上には庇状に半圓の突起がつくられてあり、且孔の下方には徑二糎、深さ三糎の小孔が垂直にうがたれている。幸にしてこの孔をとぎす蓋が遺存したのでこの小孔は、木か竹の棒をさし込んで垂直に立て蓋を支える装置であることが推察された。この遺存した蓋は竪三糎横一〇糎の橢圓形で、内側に隆起があり、棺蓋の孔にはめ込むようにつくられてある。縁の厚さ一糎、中央部の厚さ二・六糎である。なお他

方の側面にも同様な孔があつたかも知れないが、その部分が缺失しておりまたその痕迹を認め得る破片もないので不明である。

陶棺装置の状況は大熊氏の記録によると奥壁に接しておかれ、わづか一五纏の間隔を測るにすぎなかつたという。石室の幅は基底部に於て七〇纏前後にすぎないから兩壁との間も一〇纏ばかりの餘裕をのこすにすぎず、壁が内方にやや傾いて居り、陶棺の蓋は棺身幅より廣いから、上部から棺を入れるとしても辛じて入れ得る程度である。陶棺の搬出後石室内部を清掃し、再び陶棺を出土位置に置いて撮影した寫眞が第二圖である。また石室の高さは七三纏、陶棺の總高さは五二纏であるから上部もわづか二〇纏の空間をのこすにすぎない。この状況から考えられることは石室中に陶棺を置いたというよりは陶棺を主體として埋葬を行うに際して棺を保護するために石室を設けたと見られることである。ただ棺が一方に片よつていたので石室の前半部にかんりの空間があるのは注意すべきである。ここから須惠器が見出されたことからこの場所は副葬品が置くための施設と推定される。

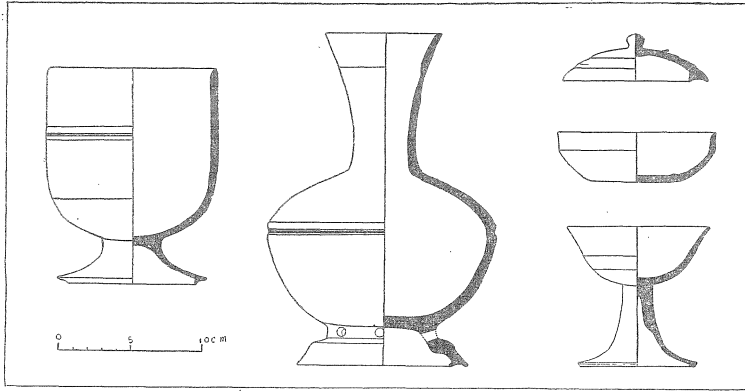
右に述べた石室の構造、陶棺の藏置状況は陶棺による葬法の例として、且また古墳時代の末期における葬法の例として種々重要な考究資料を提示するものと思われる。

四 出土人骨と副葬品

陶棺内部をうめた土は非常に固くかたまつていたが大熊氏が注意深くこれを除いたところ前方部から一個の齒冠、中央部附近から若干の骨片が見出された。これに就いての島博士の所見は後に掲げる報文に詳しい。人骨が二體分と見られることは解釋に苦しむ點である。齒冠に附着せる黒色々素の問題と共に後考をまぢたい。また棺内に小石が多数見出されたことも大熊氏の注意を惹いた。

石室内發見の副葬品は須惠器七點で、五點は棺の前方にあり、他は棺側に一點、石室の隅に一點あつた。その各々

に就いて記すと左の通りである。



第6圖 陶棺と伴出の須惠器實測圖

(イ) 脚付瓶 一

完形を保つて石室東北隅から出土した。全高二三糎、脚の高さ二・七糎、口径八・二糎、脚の底径一二糎、胴の径一六糎。脚部の上方に径五糎の孔が七個ある。厚さ五糎強の堅緻な焼成で、頸部と胴に沈線横帯文があり、頸部の細長い調和のよい器形を具えている。

(ロ) 脚付盃 一

脚の一部が破損しているが、ほぼ完形を存している。全高一五糎、脚部の高さ三糎、口径一二・八糎、深さ一一・六糎、脚部の底径一〇・六糎、厚さ五糎弱である。中央に幅一糎の三條の横帯文があり、その下方に一條の沈線横帯文が刻されている。

(ハ) 高 坏 一

上部が破損している。總高さ九・八糎、脚高さ五・八糎、口径一〇糎、脚の底径八・二糎、厚さ五糎弱を測る。坏に二條の細線(沈線)をめぐらしてある。

(ニ) 坏 一

身だけで蓋がない。径一一糎、高さ三・五糎、縁の厚さ三糎、底部厚さ五糎。焼成の際のひずみがあつて不整形である。棺側壁ぎわから

出土した。

(ホ) 冢の蓋 三

これは同型同大のもの三點あつて身がない。径一〇・二糎、高二・二糎、中央に高さ一糎、幅一・二糎のつまみが突起している。内側の周縁部は幅一・三糎で中央が二糎弱くぼんだ溝となつており、身と組合せるようにつくりられている。表面に灰釉の認められるものもあり、器形として相當進歩した姿を示している。

今回発見された副葬品は以上である。石室の前半部になお副葬品がおかれてあつたかも知れないがこの部分は石室の破壊による攪亂著しいので舊状を明かにし難い。

以上の出土須惠器の示すところ、いずれも須惠器として發達した技術が認められる。

五 陶棺出土地附近の古墳分布と窯の問題

有馬郡北部の臺地狀の地形の地區には古墳の分布が濃密であるが特に本遺跡を含む末野開拓地附近一帯には古墳群が多く見出される。それらはいづれも規模小さく、封土も著しくないので開拓開墾によつて破壊されたものが多い。本遺跡と同じような、極めて小規模の横穴式石室を主體とする小墳丘、或いは組合せ石棺等で、副葬された須惠器を發見して古墳と氣付く場合が多いようである。しかし東山部落の北部から井ノ草、東本庄、田中、東向、須磨田など武庫川の兩岸に耕地がひらけた地帯の山裾には横穴式石室古墳のかなり大きいものがあり、又東山部落の東方に當る末部落にも同様の事實が認められる。しかし前方後圓墳や埴輪圓筒を置いた古墳が存しないことが通じての特色として注意される。すなわちこの地方は古墳時代の後期に至つて急速に發展し、その期の葬法による墳墓を多く遺したものである。

舊本庄村及び舊廣野村に於て、現存又はその遺跡を明かにし得る古墳は四〇基の多きを數える。(その分布地域はほぼ第一圖の地圖の範圍である)その實査の結果を別表に示しておく。

これら古墳を遺した人々の生活に關してここに特に注目しなければならぬことは東山部落の西に隣して「西末」^(七五)「末」^(七六)「東末」^(七七)という地名(大字名)があることである。小山富士夫氏の研究によると、今日須惠器窯址が確認され

ている土地にしばしば「すえ」という呼稱が残つてることが指摘されている。その中には埼玉縣大里郡寄居町大字末野字金場、愛知縣東春日郡篠岡村大字上末及下末、福井縣遠敷郡瓜生村末野の如く「末」の字を當てている例もある。當地の末、東末、西末もまた須惠器窯の所在地であり、須惠器製作者の居住地であつたと察せられる。西末には小字名を「三つがま」とよぶところがあつて、須惠器片を多く出す登窯址が発見されている。その他陶棺出土地のすぐ下方に當る谷の北側裾にも登窯址と見られる陶片ならびに窯壁土片ならびに窯壁土片を出す地點が注意されておりなお數ヶ所の窯址と推定される遺址が數えられている。一方この地の西北八軒、多紀郡今田村上立杭、下立杭は丹波燒の生産地として著名で、現在盛んに陶業が行われているが、立杭窯の源流をなす中世の穴窯は有馬郡との境界に近い地域に遺存し、また陶土は主として本庄村四辻附近で採られている。陶業の傳統が濃くこの地方に繼承されていると考えられるのである。陶棺の出土はまだ一例にすぎないが、この地域に須惠器陶棺が見出されたことは、上述の諸點を考え合せるとき、決して偶然ではないといえる。ここに今次陶棺發見の意義が存する。

本稿を草するに當つて調査ならびに資料提示に協力を惜しまれなかつた大熊隆治氏、古墳分布調査に協力された森鼻平次郎氏の厚意に深謝の意を表する。

攝津國有馬郡東山古墳人骨について

島 五 郎

一、遺體乍ら人骨の保存状態は甚しく不良な若干の骨と一個の齒冠である。

二、骨片を接合するに、右側大腿骨體部下半部と別個體の恐らく同一人ものと思われる大腿骨體部の一小部である。大腿骨々稜も明らかと云えない程、骨表面は所謂風化されている。

然し何れもその太さから成人と推定され、しかも右側のみ殘存せるものは男性と推察される。すなわち二體の成人大腿骨片で、一體は男性と思われる。

三、齒冠は成人下顎左側の第一（或は第二）大白齒で、この齒冠から推定される年令は壯年期に達していない。この齒冠の所屬せる個體と前記人骨の關連性は勿論明らかではない。

四、さて本齒冠表面には胡麻鹽様とも形容せらるべき程度の黒色々素の附着が認められる。（河内國石切大藪古墳人骨の黒色齒牙報告例中の弱度としたものに相當する。）なお、黒色々素は齒冠表面に單に附着しているにすぎず、頰側遠心咬合面にはやや弱いが、齒冠全表面にほぼ一樣平等に黒點が附着し、エナメル質表面には人工加工の痕跡もなく、咬合面の咬耗度は弱度で、咬耗方向にも特別なもの認めない。

樂浪古墳人骨表面には軟部の固形變化したと思われる黒色のものが附着してたと云う。これに似たと思われるものが古人骨に附着せることは時に見ることである。本古墳大腿骨片はその表面のみならず、骨髓腔面にもその痕跡が見られる。而して樂浪古墳人骨浸出液の黒色々素はメラニン様色素らしいと云う。

本齒牙の黒色々素が如何なるものかは化學的にも確定出來ず、單なる死後の附着物かも知れない。その本質が明らかでない以上、所謂溼齒との關連性に論及することも差し控えたい。

五、要するに本古墳人骨は、少くとも二體以上の成人々骨であり、中一體は男性骨と推定される。

參考文獻

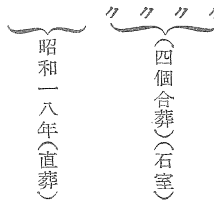
- 一、鳥他 河内國石切大藪古墳人骨、特に其の黑色齒牙について、「大阪府文化財調査報告書第二輯」
- 一、今村他 樂浪、漢代人骨、雄墓石器時代人骨の知見補遺。化學的血清學研究。「人類學雜誌」第五〇卷、昭和一〇年

註(一) 陶棺發見地の地名は左の文献に詳しい。

齋藤和夫・森浩一編「日本陶棺地名表」(一九四九・七・一現在)——「古代學研究」第一號、一九四九・八、學生考古學研究會刊

右の表によれば攝津國發見の陶棺は左記一二件(七個所)ですべて須惠器質家形四注形式であることが注意を惹く。

| | | | |
|----|------------|----|------|
| 1 | 豐能郡櫻井谷村太鼓塚 | 須惠 | 家形四注 |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 4 | 豐中市野畑 大古塚 | 〃 | 〃 |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 8 | 豐中市野畑 | 〃 | 〃 |
| 9 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 10 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 11 | 川邊郡長尾村山本 | 〃 | 〃 |
| 12 | 不明 | 〃 | 〃 |



家形四注 The Dolmen of Japan and their Bilder. British Museum

なお一九五六年五月、芦屋市岩園町八十塚橋の東方に於て土木工事中に須惠器質陶棺の斷片が發見された。破片の接合によつて棺の一端の形を復元することが出来、家形四注式で本陶棺と近似していることが判明した。蓋は巾六〇糎、高二三糎、厚さ二糎、正面に横の徑八糎、高さ五糎の孔があり、棺身は巾五六糎、厚さ二糎、高さは不明である。棺身底部の破片を検すると脚の痕跡が認められ、徑一四糎、厚さ二糎の圓筒形の脚が三糎内外の間隔で三列並んでいたことが推定された。その數が一一列九個乃至八個とすれば棺の長さはほぼ一米五〇糎程であると推定される。横穴式石室古墳中に置かれたものが古く墳と共に破

壊されて一部断片が埋没遺存していたものである。

註(2) 西宮市上ヶ原入組野、西宮市立甲陵中學校北側にあつた古墳は小石室の一例で幅六六釐奥行二米三〇釐、高さ九〇釐にすぎない。しかし横穴式石室古墳の型をそなえていた。この石室は現在兵庫縣立西宮高校の校庭に移築保存されている。

註(3) 小山富士夫氏、「須惠器窯址所在一覽表」、——考古學雜誌・三九卷三・四號

註(4) 藪内清編「立杭窯の研究」(一九五五年刊)中の「丹波立杭の沿革と窯の現状」(武藤稿)参照

攝津國有馬郡舊本庄村・廣野村主要古墳調査表

| 村 | 大字 | 小字・番地 | 墳形 | 構造 | 現状 | 備考 | |
|---|----|-------|-----|----|-------|----------------------------|---|
| 1 | 本庄 | 東山 | 大西 | 圓墳 | 横穴式石室 | 墳上に雜木繁茂する 玄室天井石一部と羨道部破壊 | 封土高二・一〇米、玄室長三・六五米、巾一・五〇米、高一・七〇米、羨道長〇・六八米、巾一・一〇米(現存部) |
| 2 | 〃 | 〃 | 大殿松 | 〃 | 〃 | 玄室天井石一部と羨道部破壊 | 玄室天井部長二・一五米、幅〇・八米、高二・〇〇米 封土徑約一五米、高四・五米 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 西側封土崩壞 | 玄室長四・四〇米、高入口部三・二五米、巾一・八米、奥壁部高三・一〇米、巾二・〇〇米 羨道巾一・三五米、長(殘存部)二・四〇米、北本家治所有地 |
| 4 | 〃 | 〃 | 角進地 | 〃 | ? | 石材すべて失われる 封土側面、背部のみ殘存 | 封土推定徑一〇米、高一・九五米 玄室、羨道長さ推定八米 |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 羨道部崩壞 | 封土高二・九五米、徑約一六米 玄室巾(奥壁にて)一・五五米、長五・七〇米、高二・〇八米、北本順市所有地 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 石材すべて失われる | |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 封土を缺く | 玄室巾一・七〇米、長六・〇五米、高一・三一米 羨道入口巾一・〇三米 |
| 8 | 〃 | 〃 | 深崎 | 〃 | 不明 | 完存 | 徑約一〇米、斜面にきづかれています 前中彌一所有地 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----|---------|-------------|--|------------------|--------------------|---|---------------------------|---|---|---|---|----|
| 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 廣野 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 末野 | 〃 | 井草 | 〃 | 東向 | 〃 | 須磨田 | 〃 | 田中 | 東本庄 | 〃 |
| 九一ノ | 〃 | 〃 | 一の湯 | | | | | タカノトヤ | 五七九 | 東垣内 | | 西安 | 〃 |
| 八 | 〃 | 〃 | 圓墳 | | | | | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 不明 | 横穴式石室 | 横穴式石室 ? | 不明 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 横穴式石室 | 不明 |
| 建築 | | 一部破壊 | | 封土崩れ石室も破 壊、天井石落下 | 封土の一部を残す のみ | | | 封土失なわれ、石 室の一部を残すの み | 東側封土改築 | 封土西側崩壊 | 封土頂部一部崩壊 | 羨道部に土砂流入 | 破壊 |
| 川木、岡二氏屋敷 | | 大森道雄所有地 | 高一・八〇米、徑一五米 | 封土徑一七・七米、高二・四〇米 石室全長七・六米、玄室天井巾一・三米、 羨道巾一・四五米 | 狐塚と稱す 中村憲二所有地 | 森井貞雄所有地、15號墳の南約五〇米 | 封土徑一六・七米、高二・八五米 玄室長三・八米、巾二・〇五米、高二・二五米 森本貞雄所有地 | 玄室残存部長二・三米、巾一・六米、高一・八三米 | 封土徑一・二米、高三・五米 玄室長四・七米、巾一・五九米、高二・五米、 羨道長二・三米、巾一・二米、高一・四米 酒井蕪所有地 | 封土徑一・二米、高一・二米、二・二五米 羨道長二・九七米、巾一・三米、高一・〇米 安井正太郎所有地 | 封土徑一・九米、高一・五米、高二・米 羨道長一・九米、巾一・五米、高一・七八米 天井部にて一・一米 | 封土徑一・二米、高二・米 玄室長四・二米、巾一・七四米、高二・七五米、 羨道長二・四米 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------------|---------|----------|-------------|-----------------------------------|--------------------|---|--------------------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|--------------------------|-----------|
| 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 加茂 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 末 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一の湯 | 郡塚 一五六三 | 〃 | 〃 | 郡塚 | 〃 | 道東 | 來間辻 一〇四三 | 道東 | 道東 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 不明 | 箱式棺 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 横穴式石室 | 箱式棺 | 不明 | 〃 |
| | 破壊され石槨の一部露出す | 〃 | 〃 | 〃 | 舊狀を全く失う | 封土を欠き、石室の壁の一部を残すのみ | 天井石を缺失す | 封土を欠く 石室基部のみ残存す | 天井石及び側石一部を欠く | 天井石缺失 石室の側石大部分残存 | | | 墳上に稻荷社を祀る |
| 35號墳の南々西一〇米 | 徑一四米、高二米 34號墳西南二〇米 | 舊開拓事務所北 | 32號墳の北二米 | 樫本寅太郎屋敷西方五米 | 破壊の際に金環及び須臾器蓋坏、劍等を出した。 郡塚輝男所有地 | 石室長約三米、巾約一米あつたと云う | 傾斜面利用、封土著しからず 玄室長三・三米、巾一・三五米 羨道長三・一米、高〇・七米、巾一・三五米 | 石室長六・二〇米、巾一・三〇米 | 26號墳の東南約一〇米 玄室長五・六米、巾一・五米、高一・三米 | 27號墳と隣接す 封土徑約一八米、高約一・八米 | 封土徑一五米、高一・五米 石室長七・五米、巾一・九米、高二米 | 瓢箪池の中にあり 徑約一〇米、高二・五〇米 | |

| | | | |
|------------|--------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 40 | 39 | 38 | 37 |
| ク | ク | ク | ク |
| ク | ク | ク | 宮脇 |
| 上手山 | 山添 | 上人松 | 一三三 |
| ク | ク | ク | ク |
| | 横穴式石室 | 箱式棺 | ク |
| 完形を存す | 石室天井石崩壞頂上露出 | 完形を存す | 舊狀を全く失う |
| 徑一三米、高一・三米 | 徑約一三米、高約一・五米 | 徑約一五米、高一・三六米 吉田永太郎所有地 | 徳田武兵衛屋敷内昭和八年開墓のため破壊された。そのとき須惠器大壺等を發見 |